氏 名 橋本 麿美

学 位 の 種 類 博 士 (図書館情報学)学 位 記 番 号 博 甲 第 8305 号

学位授与年月日 平成 29年 3月 24日 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 査 研 究 科 図書館情報メディア研究科

学位論文題目 アメリカ連邦図書館立法の成立と変遷

教授 博士(教育学) 主査 筑波大学 吉田 右子 副査 筑波大学 教授 博士(史学) 白井 哲哉 副査 筑波大学 教授 博士(創造都市) 吞海 沙織 筑波大学 副査 教授 文学修士 逸村 裕 副査 千葉大学 教授 文学修士 竹内 比呂也

論文の要旨

アメリカには公共図書館支援政策を法制度面で支える連邦政府の図書館立法が存在する。これまで「図書館サービス法(Library Service Act, 1956 年-1963 年)」、「図書館サービス建設法(Library Services and Construction Act, 1964 年-1995 年)」、「図書館サービス技術法(Library Services and Technology Act, 1996 年-現在)」が時限立法として成立し、時代の変化とともに改正を繰り返してきた。連邦政府はこれら三法により定められた公共図書館振興を目的とした補助金交付事業を通じて、州および地方自治体への財政支援を実施してきた。本論文は図書館サービス法、図書館サービス建設法、図書館サービス技術法の三法を「アメリカ連邦図書館立法」とし、その成立と変遷を解明することを目的としている。

本論文は 8 章から構成される。第1章では、研究背景、研究の目的と方法を示し、用語の定義、先行研究、研究の意義、構成と概要を論じている。

第2章では、図書館サービス法の成立について、図書館団体の活動と連邦議会の立法過程を軸に論じ、連邦行政府内への担当組織設置の働きかけ、連邦議会に対するロビイング体制の強化、全国の図書館に関するデータの収集・分析による図書館サービスの地域別格差の報告が行われたことを明らかにした。続いて図書館サービス法の内容を詳細に検討し、連邦補助金を受領する要件として州の法制度、組織、政策策定、財政面での整備が規定されている点を指摘した。

第3章では、図書館サービス建設法前期を対象に政策形成過程を調査し、同法の成立要因を 大統領府と連邦議会の関係性から導き出すとともに、法律内容を精査し図書館サービス建設法 を契機として開始された主要事業を明らかにしている。

第 4 章では、図書館サービス建設法中期を対象に調査を行い、政策形成過程の分析から大統領、図書館団体それぞれによる新法案の提案と両法案が不成立となった経緯および既存の立法

維持の動きを追っている。さらに法律改正経緯を整理し各事業を精査することで、事業の変遷を 浮かび上がらせ図書館サービス各事業の継続と改正の展開を明らかにしている。

第 5 章では、図書館サービス建設法後期を対象に政策形成過程を検討し、補助金事業をめぐる大統領の提案と連邦議会での議論を検討すると共に、同法への再授権に関する図書館団体の認識を浮かび上がらせた。また法律内容の変遷に関する分析によって、法律の構成上の変化による事業内容の拡大と支援対象の多様化への影響を指摘している。

第 6 章では、図書館サービス技術法の成立期における政策形成過程を調査し、情報通信技術と図書館立法との関わりを詳細に検討し、全国レベルでの情報政策と図書館の役割に関する図書館サービス技術法への影響を指摘している。さらに図書館支援事業の一元化と図書館と博物館への補助金交付の根拠となる法律の統合についても明らかにしている。

第7章では、図書館サービス技術法 2003 年および 2010 年改正法を対象に、1996 年以降の動向を調査し、同法の形成過程から改正法に至る変遷過程における図書館団体の影響について解明するとともに、同法の履行を担う博物館図書館サービス機構の役割の変化を示し、図書館に関する補助金交付、政策助言、統計業務が同機構に集約されたことを導き出している。

第8章では、第2章から第7章までの研究結果を整理した上で総括している。そして政策形成過程の調査により導かれたアメリカ連邦図書館立法に関与するアクターの役割に関して、大統領のアメリカ連邦図書館立法の動向への影響、図書館団体の政策形成過程全体を通じた連邦公共図書館政策への関与、連邦議会による図書館立法の維持と転換の決定を結論として導き出している。

さらに法律内容の変遷の調査により導かれた、アメリカ連邦図書館立法の各時期の特徴に関して、図書館サービス法の成立が公共図書館行政への連邦政府の関与の法的根拠となり、補助金政策を通じた連邦と州の関係を築く制度的基盤となったこと、図書館サービス建設法前期は主要3事業となる州への交付金、建設交付金、相互協力体制の構築を基礎に事業範囲が拡大されたこと、図書館サービス建設法中期には、主要3事業以外は単発的な事業に留まったこと、図書館サービス建設法後期には事業の拡大が見られたものの、社会状況の変化の中で図書館団体においては同法の見直しが検討されたこと、図書館サービス技術法の展開として法律面、組織面、業務面で集約が進むと共に、教育、労働、保健政策等の連携協力、組織間の協働が展開されたことを結論として導き出している。

最後に本研究がアメリカ連邦図書館立法の成立に関与するアクターを浮き彫りにし、法制度面での各時代の特徴を抽出しその連続性をみることにより、同法を垂直的な視点と通時的な視点から通史としてその全体像を明らかにしたことを示し、図書館サービス法がアメリカ連邦図書館立法の原形として現在まで継続されていることを結論づけた。そして図書館サービス技術法の下での多様な館種の支援事業と統合された連邦図書館事業の枠組みの中で、公共図書館支援事業を広範囲な支援事業にどのように位置づけるかが課題となることを指摘し、今後の研究展開の可能性について論じている。

審査の要旨

【批評】

本論文は、アメリカにおける公共図書館支援に関する連邦政府の役割に着目し、連邦政府の公 共図書館支援政策を法制度面で支える根拠となる3つのアメリカ連邦図書館立法、すなわち「図 書館サービス法」、「図書館サービス建設法」、「図書館サービス技術法」を文献調査に基づき通史 的に分析し解明しようとするものである。これら三法はアメリカ全域への図書館サービスを実 現するための補助金交付に関わる根拠法であり、アメリカの図書館政策の中核的制度の一つで あることからアメリカ図書館研究における重要なテーマである。筆者はアメリカ連邦図書館立 法の成立と変遷を通史的に解明するために、アメリカ連邦図書館立法の制定法および改正法を 対象として、立法過程を含む政策形成過程の分析を行なうことで、政策形成過程に関与するアク ターとその活動内容を明らかにし当該立法の法律内容の改正経緯を分析することを試みている。 本研究では、アメリカ連邦図書館立法の分析にあたり、研究課題を2点設定している。研究課 題1はアメリカ連邦図書館立法の形成過程とその形成に関与する行政府・立法府・利益団体の活 動を明らかにすることであり、研究課題 2 は図書館サービス法から図書館サービス技術法に至 るアメリカ連邦図書館立法の改正経緯と法律内容の変遷を明らかにすることである。本研究で はこれら二つの研究課題を解明するために、図書館サービス法の成立、図書館サービス建設法前 期、同法中期、同法後期、図書館サービス技術法の成立、図書館サービス技術法の展開の6つの 時代区分を行い、各章で上記 2 点の研究課題について分析を行っている。 具体的には第 2 章か ら第7章までを各時代区分の分析に当て、それぞれの時代におけるアメリカ連邦図書館立法の 形成過程と内容を詳細に検討している。続く第8章では第2章から第7章までの分析を踏まえ、 研究課題として示したアメリカ連邦図書館立法に関与するアクターの役割と法律の改正経緯お よび時代区分の各時期の特徴を抽出した上で総括している。そしてアクターの役割に関して、法 案策定、事業、補助金制度に関わる大統領と図書館団体よび連邦議会の具体的影響を指摘してい る。また法律内容に関して、補助金制度、事業の制定と内容およびその変遷を詳細に検討しアメ

これまで図書館サービス法の成立過程や図書館サービス建設法の一部を範囲とした歴史研究は存在するが、通史的なアメリカ連邦図書館立法の形成過程と変容過程の分析を行なった先行研究は存在しない。本論文の研究を通じて著者は、アメリカ連邦図書館立法の構成要因として大統領、図書館団体、連邦議会という主要アクターの役割を導出するとともに、図書館サービス法から図書館サービス技術法に至る各法の改正経緯と法律内容の変遷を明らかにしており、アメリカ連邦政府の図書館立法を通史として分析しその成立と変遷を解明するという研究目的を達成している。特に先行研究では解明されていなかったアメリカ図書館協会を代表とする図書館団体の政策立案活動への関与を詳細に調査し、法案成立過程における影響関係を明らかにした点に学術的新規性が認められ、高く評価することができる。

リカ連邦図書館立法の実態と変遷を解明することに成功している。

研究手法に関しては文献調査が行なわれ、立法過程の調査には一次資料として連邦議会議事録、委員会報告書、公聴会資料、行政機関が発行する年次報告書、会計報告書、事業計画書等の公文書が用いられている。図書館団体の調査にはアメリカ図書館協会の機関誌を中心に図書館団体のニューズレター、州図書館機関の会議録を収集・調査している。本研究で行なわれた一次資料を含めた文献調査は、博士論文の研究手法として適切であると評価できる。ただし立法過程の調査には公聴会資料、委員会報告書、議会審議録等の一次資料が用いられているのに対し、ア

メリカ図書館協会等の図書館側の調査に関しては団体機関誌が用いられた。今後、アメリカ図書館協会アーカイブや州レベルの図書館団体の一次資料を用いて、さらに研究を深めていく可能性が残されている。またアメリカ連邦図書館立法によって定められた事業を実質的に履行する州レベルでの政策立案、事業展開や事業評価についても、その実態を実証的に精査していく可能性が残されている。

アメリカ連邦図書館立法を通史として討究するにあたり、法律内容の変遷に留まらず立法過程に焦点を当てたことに関して筆者の意欲は認められるものの、立法過程を描出する際、アクターの概念に揺れがみられ、そのことが論文を貫く中心軸をみえにくくしている。また立法過程に関わる多様な立場を持つ関係者の政治的働きかけと関係者間の対立と葛藤、さらにはそれらの調整等の政治的プロセスの全体像をインタビュー調査などから明らかにすることもまた今後の課題として残された。しかしながら今回取られた文献調査の手法においては、立法過程を浮き彫りにする膨大な資料から最良の結果を導き出している。今回の通史の解明によって明らかになったアメリカ連邦図書館立法制度を立体的に調査していくことで、公共図書館という文化装置を支える理念を究明するための思想的研究にもつながる可能性が十分に示唆されている。

アメリカ連邦図書館立法を基盤とする情報政策および政策に基づく情報サービス事業の蓄積とその実質的な成果によって、21世紀のアメリカ公共図書館は情報アクセスの拠点として存在感を高めている。本研究がそうした法制度の成り立ちと図書館団体の関与を浮き彫りにしたことで、情報アクセスが困難な状況にある住民へのサービスの提供というアメリカ公共図書館の理念が情報政策に体現化されていく様態が提示されたことは、本研究の学術的貢献としてみなすことができる。本論文の研究結果を踏まえて、今後、公共図書館を対象領域とした歴史研究、政策履行研究、政策評価研究等多様なテーマへの展開が期待できる。

以上から、本論文に示された著者の研究は、図書館情報学研究に大きく寄与するものと高く評価できる。

したがって、本論文は、学位論文として十分な内容をもつものと判断される。

【最終試験結果】

平成29年1月31日、図書館情報メディア研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程(課程博士)の学位論文審査に関する内規」第23項第3号に基づく最終試験を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

【結論】

よって、著者は博士(図書館情報学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。